

軽自WT 帳票要件の見直しについて

資料4

・帳票要件に関する全体的な見直し

#	タイトル	方針	理由
1	「更正」の文言見直しについて	要件内で用いられている「更正」について、「税額変更」の文言に置き換える。 (WT後の本年度版の最終化の段階で実施予定) <影響範囲> 機能要件、帳票要件	地方税法上の表記との齟齬を解消するため。 (更正は申告税目で用いられるが、軽自動車税は賦課税目)
2	用紙の要件に関する記載方針について	以下の2点について見直しを進める。 ①汎用紙の定義 全国照会前のWTでは「改ざん防止用紙」を専用紙とみなし定義したが、システム制御上は汎用紙に含まれるようであるため、証明書関係全般については「汎用紙」として整理を進める。 ②用紙のパターンが多い帳票の整理方針 特に納税通知書などでは、団体によって用いる用紙が異なるが、原則として帳票要件としては汎用紙を必須とし、それ以外の専用紙（圧着はがき等）をオプションとして定義を行う方向で進める。 なお、帳票レイアウトの前提としては窓あき封筒に対応した様式で検討を進める。 以上を踏まえると、外部帳票において基本的には汎用紙が必須でそれ以外の専用紙はオプションの整理で進むことになるが、個別の帳票で必須とすべき用紙の種類があるようであれば検討を行う。 <影響範囲> 外部帳票	①圧着はがきなどの専用紙の場合は、専用プリンタに対応した帳票出力プログラムが必要になるが、改ざん防止用紙の場合は通常のプリンタで対応できるため、特段要件を分けておく必要がないことから。(他税目でも同様に整理) ②別途調達費用等が掛かる専用機器を必要とせず、窓なし封筒の運用に比べ一般的に業務効率性が高い帳票の実装方法であると考えられるため。
3	集計帳票における代替可否(EUC代替の許容)について	内部帳票のうち集計関係の帳票については、団体ごとに運用が異なることを前提として、原則当該分類に相当する帳票はEUC代替可としてはどうか。 (ただし、課税状況調べのように様式が決まっているものや、調定表など条件を詳細に定義した帳票は除く) <影響範囲> 内部帳票（特に集計を行う帳票） ※参考 代替可否におけるEUCの区分については以下の通り (1)EUC代替可 システム事業者において、当該帳票要件をEUC機能（任意の条件を保存するなど）で代替して実現とすることを可とする。 (2)EUC代替不可 システム事業者において、当該帳票要件をEUC機能（任意の条件を保存するなど）で代替しての実現は不可で、帳票定義体での実装が必須となる。 ただし、EUC機能を用いて同等の条件・項目でリスト出力することは可能。	集計関係の帳票については、団体ごとに利用用途・作成意図に相違が出るため、一般的な集計項目の定義が困難で帳票定義体の実装が非効率と考えられるため。 (APPLIC意見から、システムとして帳票定義体を実装しても導入団体の事情により結局EUCで作成する対応とせざるを得ないケースが頻発すると想定される)